



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



相続放棄の注意点

来年の4月1日から相続登記が義務化されることもあって、あいわ通信では「相続手続」を中心にご紹介してきました。今月のあいわ通信では、被相続人（亡くなった方）に多額の負債があった場合に、手続を検討する「相続放棄」について、ご紹介いたします。

両親などが亡くなったときに必ず発生する手続きのひとつが遺産相続です。

一般に、「遺産」というと現金や不動産などのプラスの財産を想像しますが、遺産相続では、借金などのマイナスの遺産も相続の対象となります。借金があったとしても、プラスの財産の方が多ければ、そのまま相続をすることが一般的ですが、マイナスの財産が多い場合、金額によっては、相続人の生活が維持できなくなることも考えられます。そのような事態を避けるため、相続人が法律上定められた手続を行うことで、「はじめから相続人でなかった」とし、被相続人の権利や義務の一切を受け継がないこととする制度が設けられました。これが「相続放棄」です。

以下、相続放棄で注意しなければならない点をご紹介します。

1. 家庭裁判所での手続が必要

相続放棄を行うためには、家庭裁判所に申述を行う必要があります。

よく、相続人同士で自分には遺産の取り分がない旨の取り決め（遺産分割協議）を行ったことで相続放棄が完了したと考える方がいらっしゃいますが、大きな誤解です。

遺産分割協議では、プラスの財産の分け方は自由に決められますが、負債の分け方についての取り決めには対外的な効力がありません。そのため、他の相続人との間で遺産を一切受け取らない内容の合意をしても、債権者から負債の支払いを求められることがあります。

2. 相続放棄には期限がある

相続放棄は、被相続人が死亡し、自分がその相続人であることを知った時から3か月以内に行う必要があります。この期間内に相続放棄を行わなかった場合は相続を承認したものとみなされ、原則として相続放棄をすることができなくなります。したがって、相続放棄をすると決めたら、速やかに手続を進める必要があります。

3. マイナスの財産だけを選んで放棄することはできない

相続放棄は、被相続人の権利や義務の一切を受け継がないこととする手続です。

そのため、プラスの財産はもらってマイナスの財産は放棄するという矛盾した対応は許されません。相続財産を処分・消費したり、隠したりした場合は、原則、相続を承認したものとみなされます。その結果、3か月の期間が経過していても相続放棄ができなくなってしまうため、相続財産の取り扱いには慎重にする必要があります。

＜表面からの続き＞

4. 一度した相続放棄は撤回することができない

いったん相続放棄が家庭裁判所に受け付けられると、後から放棄を撤回することはできません。

負債があると思って相続放棄をしたものの実はそれより高額な財産があることが明らかになった場合など、事情が変わった場合でも相続放棄の撤回は認められません。

相続放棄の3か月の期間は、書類の準備だけでなく財産調査のためのものでもあります。被相続人の財産や負債の内容によって相続放棄をするかどうか判断しようと思う場合は、3か月の期間を利用して効率よく情報を収集し、慎重に検討する必要があります。

5. 相続関係に大きな影響が生じることも

相続放棄をすると、被相続人の関係において、相続放棄をした方が最初から相続人ではなかった（存在しなかった）ことになります。

たとえば被相続人の相続人が妻と子1名の場合、妻が相続放棄をすると相続人は子のみとなります。しかし、子が相続放棄をすると、被相続人には「財産を相続すべき子がもともといなかった」こととなるため、子のいない夫婦と同じ相続関係となります。その結果、それまで相続人ではなかった被相続人の親や兄弟が、繰り上がって新たに相続人となります。

このように、相続放棄をすると相続人の範囲に予期せぬ大きな影響が生じてしまう場合があります。したがって、相続放棄をする際は、亡くなった方の財産や負債の状況だけでなく、全体の相続関係にも注意を払う必要があります。

7月号では、相続放棄のご依頼を受ける際によくあるご質問をご紹介します。



藻岩山登山

こんにちは、高井です。まもなく7月になり、夏本番です。今年も子どもと一緒に藻岩山登山を楽しんでいます。しかし、先日、藻岩山の登山道でクマが目撃されたという報道をみました。目撃されたのは「慈啓会病院前コース」と「旭山記念公園コース」が交わる地点から、「旭山記念公園コース」の方向に100メートル下ったところだということです。私がもっぱら登っているのは「スキー場コース」であり、旭山記念公園の方面は、今年に限らずクマの目撃情報があるので、登山を自粛しようか迷うところです。

6月10日にスキー場コースから登山をしたときは、登山道から登り、ゲレンデを通過して下山しました。既に草木は私の背丈を超えているものもあり、バッタの大群にも遭遇し息子は大喜びでした。歩く人も少ないので夏場になるとさらに草木が生い茂り、草木をかき分けて歩くところもあります。

これまで動物に遭遇するといっても、ヘビやキツネくらいでしたが、これから草やぶでさらに見通しも悪くなるため、連日のクマの報道をみていると、歩く人が少ないゲレンデから下るのは避けた方が良さのかもしれませんが、クマの情報に注意しながら、運動不足解消のため、今年も藻岩山登山を楽しもうと思います。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

